特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２３号

札幌市西区八軒７条西11丁目１番48号
清算株式会社　株式会社札幌香貴
代表清算人　酒井　邦敏

1　決定年月日　平成30年５月30日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算会社は、協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者に対して、資産として残った金218万5200円から必要な費用を控除した残額金213万6596円の中から、次のとおりの各弁済額を各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は清算会社の負担とする。

⑴　協定債権者北洋銀行琴似中央支店に対して、68万5687円

⑵　協定債権者旭川信用金庫に対して、11万9549円

⑶　協定債権者北星信用金庫に対して、17万2594円

⑷　協定債権者商工組合中央金庫に対して、15万1574円

⑸　協定債権者みずほ銀行旭川支店に対して、10万4637円

⑹　協定債権者北海道銀行琴似支店に対して、５万5856円

⑺　協定債権者日本政策金融公庫に対して、５万6526円

⑻　協定債権者北海道信用保証協会に対して、32万1140円

⑼　協定債権者北見信用金庫旭川支店に対して、46万9033円

2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額の支払義務を免除する。

3　本協定は、清算会社の連帯保証人が各協定債権者に対して有する、連帯保証債務については影響を及ぼさないものとする。

4　清算会社は第１項による弁済をした後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な額を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（ヒ）第１０１号

茨城県水戸市笠原町1375番地１
清算株式会社　株式会社メディケアパートナーズ
代表清算人　生田目千枝

1　決定年月日　平成30年５月28日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

2　弁済の場所及び端数の処理

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。

割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、協定債権のうち、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2　一般債権の免除

清算事務費用及び協定外債権を控除すると残金が生じないため、一般債権全額について免除を受ける。

以上

水戸地方裁判所民事部

平成３０年（ヒ）第２０２７号

東京都港区麻布十番３丁目６－２ＮＳ麻布十番ビル７階
清算株式会社　株式会社夕顔
代表清算人　池田　尚弘

1　決定年月日　平成30年６月１日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち特別清算開始決定日前及び以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

2　弁済の場所等

協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

第２　協定債権

1　協定債権者及び協定債権額

協定債権者は、株式会社アミューズ１名であり、その協定債権額（元本）は、533,053,233円である。

2　協定債権の弁済及び免除

⑴　相殺による弁済

清算株式会社は、協定債権者に対し未払報酬債権16,196,799円を有しており、同未払報酬債権と協定債権とを対当額で相殺する。

⑵　一部弁済

清算株式会社は、上記⑴相殺後の協定債権残額516,856,434円に対し、本協定認可決定確定後遅滞なく10,000,000円を支払う。

⑶　免除

上記⑵10,000,000円の弁済と同時に、協定債権者は、協定債権から既弁済額を控除した残債権の支払いを免除する。

第３　追加弁済

第２－２⑵による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第２－２⑶により、弁済と同時に免除を受けた協定債権に対し追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲において、第２－２⑶による免除の効果は失われるものとする。

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号

静岡県浜松市南区若林町2179番地の１
再生債務者　株式会社宮崎組

1　決定年月日時　平成30年６月１日午前９時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月２日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成30年８月８日から平成30年８月15日まで

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

決議に付する決定

平成３０年（再）第２号

北海道函館市中道１丁目23番７号
再生債務者　株式会社Ｃ＆Ｃ

1　決議に付する再生計画案　平成30年５月17日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　書面投票

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月22日まで

4　議決権を不統一行使する場合の通知期限　平成30年６月22日まで

平成30年６月１日

札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成３０年（再）第１号

福島県郡山市喜久田町字前北原53番地の26
再生債務者　株式会社パステル

1　決議に付する計画案　平成30年５月22日付け（平成30年５月28日修正）再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成30年８月８日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成30年７月31日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年７月25日

平成30年５月30日　福島地方裁判所郡山支部